

会 議 記 録				
会議の名称	議会運営委員会			会議場所 全員協議会室
				担当職員 加藤 太郎
日 時	令和6年2月14日（水曜日）			開 議 午前10時00分
				閉 議 午前11時35分
出席委員	◎福井 ○木村 竹内 大石 三上 山本 平本 <菱田議長、浅田副議長>			
執行機関出席者	桂川市長、田中政策企画部長、山本総務部長			
事務局出席者	井上事務局長、数井次長、野澤副課長兼総務係長、加藤副課長兼議事調査係長、駒田主査			
傍 聴	可	市民2名	報道関係者0名	議員15名（大西、林、法貴、小林、土岐、片山、富谷、大塚、原野、山木、齊藤、梅本、小川、松山、西口）

## 会 議 の 概 要

10:00

[福井委員長 開議]  
[事務局長 日程説明]

### 1 令和5年第2回亀岡市議会定例会令和6年3月議会について [事務局長 説明]

10:03

### 2 議案の概要説明について

[市長等 入室]  
[市長 あいさつ及び説明]  
[政策企画部長及び総務部長 説明]  
[市長 令和6年度当初予算（案）の概要説明]

#### <桂川市長>

本日午後の記者会見では、令和6年度当初予算（案）の概要、令和6年3月議会の議案に加えて、北斎志モザイクアート壁画除幕式及び北斎桜植樹式について報告する予定である。昨年、全国の子どもたちから平和への願いや志を書いた写真を投稿いただき、その写真で富嶽三十六景神奈川冲浪裏のオンラインモザイクアートを作成し、モザイクアートに使われた写真枚数4万954枚でギネス記録を達成した。今回、寄せられた世界平和等への思いを発信していくことを目的に、このモザイクアートの壁画をギャラリーかめおかロビーギャラリーに設置するとともに、葛飾北斎にちなんだ学術名がつく北斎桜を同芝生ひろばに植樹するものである。また、かめおか霧の芸術祭 開かれたアトリエ展覧会「亀岡高校生展覧会」、第51回亀岡光秀まつり配役募集、2024亀岡さくらウィーク、京都・亀岡バルーンフェスティバルについて資料提供するので、御承知願う。

<福井委員長>

本日は聞きおく程度とする。令和6年度当初予算議案を含め各議案の詳細については、審議する各委員会において所管部課長より詳細に説明いただくので、よろしく願います。

[市長等 退室]

10:50

### 3 令和6年3月議会日程案について

[事務局長 説明]

<事務局長>

2月21日の本会議冒頭で、議長から議会期間36日間について宣告いただくので御了承願う。

<福井委員長>

それぞれの期日について会派内で十分に周知願う。令和6年3月議会については、このような日程とすることでよいか。

—全員了—

### 4 再開日（2月21日）の議事等について

[事務局長 説明]

<福井委員長>

提出議案の提案理由説明の中で施政方針演説がされるので承知願う。再開日2月21日は、このような議事日程を進めることでよいか。

—全員了—

### 5 請願について

#### 6 陳情・要望について

(1) 現行の健康保険証の存続を国に求める陳情書

(2) 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める意見書の提出を求める陳情書

[事務局長 説明]

<福井委員長>

現時点で受理した請願はない。陳情・要望は【別紙No.2】【別紙No.3】の2件を持参受理している。次回の議会運営委員会で送付する委員会を決定するので、それぞれ内容について確認いただきたい。3月議会における受理の締め切りは2月21日（水）午後5時となるので承知願う。

—全員了—

11:00

(暫時休憩 11:00-11:10)

11:10

### 7 一般質問について

[事務局長 説明]

<福井委員長>

質問順序は議会期間ごとの会派の輪番制としているが、亀岡有志の会が結成されたことで変更している。レジュメ記載のとおり、①公明党議員団、②かめおか党、③新清流会、④経政会、⑤亀岡有志の会、⑥共産党議員団の順とすることでよいか。

—全員了—

<福井委員長>

通告書の記入の仕方について、事務局から【別紙No.4】により説明があったが、質問事項は16文字以内、質問要旨の前文は長々とせずにできれば3～5行以内に要約して簡潔に記入し、質問内容は括弧数字の箇条書きで質問形での記載をお願いする。また、関連質問することを前提に質問通告があまりなされないことがないように、十分留意し共通認識を持っていただきたいがよいか。

—全員了—

<福井委員長>

通告書データは通告期限前日の2月20日（火）午後5時まで、質問資料データは提供元の承諾を得た上で2月26日（月）午後5時までに事務局に提出願う。

—全員了—

## 8 予算審査について

[事務局長 説明]

<福井委員長>

予算審査における現地視察については、昨年と同様に分科会ごとに対応することとしているが、審査の状況によっては全体会で実施することもできるので、そのような事案があれば、早い段階で予算特別委員会正副委員長と分科会委員長で調整願う。令和6年度当初予算案の審査については、このような内容で進めていただくことでよいか。

—全員了—

## 9 議員提案議案について

[事務局長 説明]

<事務局副課長兼議事調査係長>

【別紙No.6】で示しているとおり、全国市議会議長会が例示するひな形を基に亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例案と亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程案として整理できたので、この3月議会において議員提案議案として取り扱うものである。これまでに幹事会や議会運営委員会で示している内容となるが、改めて概要を説明させていただく。第1条は「目的」として、請負の状況の透明性を確保し議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを明示している。第2条は「報告」として、実際にそのようなケースがあればとなるが、基本的には毎年6月1日から同月30日の間に、前年度において同条第1項1号に示す「請負の対象とする役務、物件等」、「契約締結日」、「契約金額」、「支払総額」、第2号に示す「1号に掲げる支払総額の合計額」を、議長へ報告いただくこととしている。第2項には訂正が生じた場合についても同様に議長に届け出ることを規定している。第3条は「報告の一覧の作成及び公表」として、議長が第2条の報告を受けた際に一覧表を作成し公表することを記載してい

る。第4条は「報告等の保存及び閲覧等」として、報告書類等の保存期間を5年間とし、誰でも閲覧できること、その写しの交付を請求できることを規定している。第5条には、条例の施行に関して必要な事項は議長が別に定めることとし、具体的な手続き等に関して、別途施行規程を定めるものである。施行期日は公布の日として議決日の翌日3月28日に施行し、令和5年4月1日の会計年度における請負から適用することとしている。次に、施行規程案であるが、条例の運用や手続き上必要な事項を定めたものであり、議員からの報告様式、内容に訂正があった際の届け出様式、市民が複写を請求する際の申請様式、公開する報告書類等の閲覧開始日等を示しているので御承知願う。なお、亀岡市政治倫理条例の関係条文はそのまま生きており、議員の配偶者と1親等以内の親族については、地方自治法の規定の趣旨を尊重し当事者にならないよう努めるものとなるので、十分に留意願う。

<福井委員長>

今年度当初の幹事会で議長より提議いただき、本委員会の議会活性化の検討の中で議論してきたものである。資料に示された条例案と施行規程案の条文とし、字句等の整理については正副委員長に一任いただくことでよいか。

—全員了—

<福井委員長>

本条例の取扱いについては、前回の例により議会運営委員長が発議し、提案日と採決日は3月議会最終日の3月27日（水）、提案理由説明、質疑、委員会付託を省略することでよいか。

—全員了—

## 10 議会運営委員会の行政視察について

[事務局長 説明]

<福井委員長>

各委員から御希望いただいたとおり、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査で本市議会が弱いとされる情報共有分野が上位の市議会や総合順位が高い市議会を主軸にし、また誰もが議会に足を運んでいただけるような配慮がされている市議会も考慮できればと思う。実施時期は4月中下旬として、そのような先進事例の市議会に事務局から当たっていただき、最終的には正副委員長に一任いただきたいがよいか。

—全員了—

## 11 その他

(1) 本日（2月14日）の会議予定

(2) 議会運営委員会等の日程（3月議会）

[事務局長 説明]

<福井委員長>

本日はレジュメ記載の会議に加えて、午後1時から第4ブロック会議が開催されるので、対象議員の方はよろしく願います。3月議会における議会運営委員会等はレジュメに記載の日程で確認願う。

—全員了—

散会 11:35